

私的整理手続中における債権回収のための訴えの提起が 権利の濫用であるとは認められないとされた事例

～東京地裁平成30年2月13日判決～

渡邊 一 誠
Issei Watanabe

PROFILEはこちら



【事案の概要】

本件訴訟は、売上の減少等により廃業することとしたY1社が、X銀行を含む債権者に対する債務の整理のため、私的整理手続（本件私的整理）を行っていたところ、X銀行とY1社との間では、Y1社がX銀行に預けていた投資信託（本件投資信託）の受益権について、X銀行に商事留置権が成立するか（成立する場合はX銀行が回収して相殺でき、成立しない場合は総債権者への弁済原資となる）を巡って見解が相違していました（なお、X銀行は私的整理手続による債務の整理について賛成の意思は表明していませんでした。）。そこで、X銀行がY1社及びその連帯保証人Y2及びY3に対し、貸金約4344万円及び利息、遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起したのに対し、Y1社及びY2、Y3は、X銀行による上記訴訟の提起は、商事留置権を有しない投資信託の受益権を差し押さえ、抜駆け的な債権回収行為を行うことを目的とするものであり、権利の濫用として許されないなどとしてX銀行の請求を争いました。

平成29年3月14日 Y1社、事業を停止し本件私的整理の開始、支払の停止を通知（同月16日にX銀行に到達）

平成29年8月25日

Y1社、本件投資信託の受益権や売掛債権等を総債権者のためにA弁護士に信託的に譲渡し、X銀行に通知

平成29年9月4日

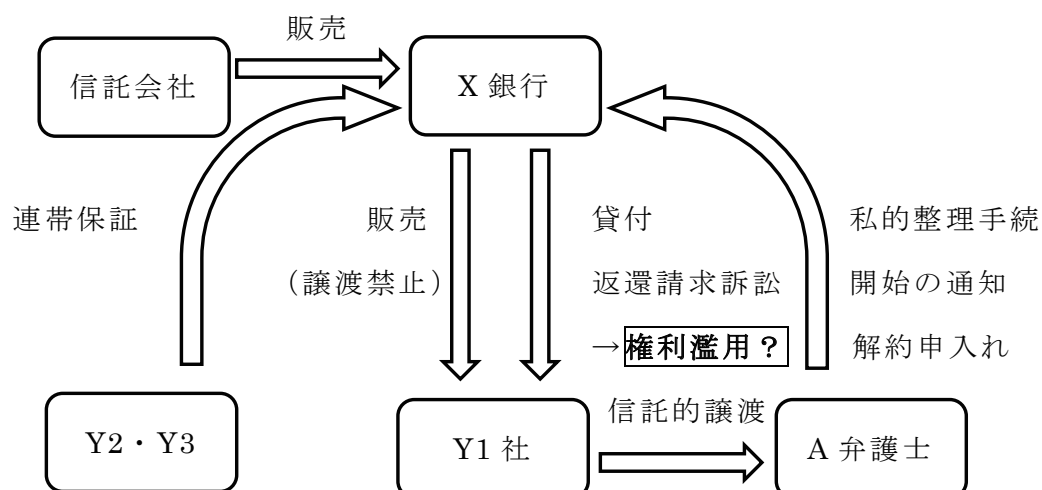
X銀行代理人、A弁護士に対し、本件投資信託の受益権について商事留置権を有する旨を通知

～平成29年11月9日

A弁護士、X銀行に対し商事留置権の不成立を主張し、本件投資信託の解約を申し入れ、口座振替を要請。X銀行は改めて商事留置権の成立を主張

平成29年12月

A弁護士、別途回収した売掛金等を財源に私的整理手続において中間配当の実施を計画（X銀行も配当対象）。X銀行が本件訴訟を提起



【問題の所在】

Y1社は、裁判手続によらない債務の整理手続である私的整理手続(その中でも、利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与して行われる準則型私的整理手続ではなく、債務者自らが主導して行う純粹私的整理手続)を行っています。債務者が私的整理手続を行っている場合に、債権者による個別の権利行使がどこまで許され、どのような場合に権利の濫用(民法1条3項)となり許されないのかが本件での問題となります。

【裁判所の判断】

裁判所は、私的整理は関係者間の合意に基づいて行われるものであり、私的整理に参加して債権の満足を得るか、これに参加せず訴訟の提起等の個別の権利行使を行って債権の満足を得るかは、債権者が自由に選択することができ、一旦私的整理に加わっておきながら後になって(配当額に不満がある等の事情から)私的整理の枠外で債権の満足を得るような場合は別論として、原則として、私的整理に加わらずに訴訟を提起することは権利の濫用とはならないとしました。

そして、X銀行が本件私的整理手続に加わって債権の満足を得ている等、訴えの提起が権利の濫用にあたると認めるべき事情はないとして、Y1社らの請求を棄却しました。

【準則型私的整理手続の場合】

準則型私的整理手続の一つである事業再生実務家協会(JATP)による事業再生ADRでは、第1回債権者会議において、対象債権者全員の同意によって決定される期間中、債権の回収、担保権の設定または破産手続開始、再生手続開始、会社更生開始若しくは特別清算開始の申立等をしないこと(これを「一時停止」といいます。)が、債務者と債権者との間で合意されています。また、中小企業再生支援協議会による再生支援手続でも、第1回債権者会議にて返済猶予のお願い(一時停止ほど厳格ではないものの実質的には同様の内容)がなされるのが一般的なようです。地域経済活性化支

援機構(REVIC)による再生支援手続では、手続開始前に債務者が債権者との間で支払猶予の合意を得ている場合が多いと思われます。

一時停止の合意(これは債務者の債権者の間の契約となります。)がなされている場合や、返済猶予のお願いに対し、明示又は黙示に債権者が同意している場合は、その内容に明確に反する個別の権利行使は原則として許されないと考えられます。

【私的整理手続への参加と債権者の個別の権利行使が許される範囲】

では、純粹私的整理手続ではどうでしょうか。

準則型私的整理手続も同様ですが、純粹私的整理手続は、法的手続のように、債権者の権利の変更(減免)を一方的ないし多数決によって行うことはできず、総債権者の同意がなければ成立しません。このことは、私的整理手続に参加するかどうかの段階でも同様であり、本判決が指摘するとおり、債権者は、私的整理手続に参加せず、債権回収のために訴訟の提起等をするのも原則として自由といえます。

他方、東京地裁平成11年3月25日判決の事案では、純粹私的整理が多く債権者の同意を得て、法的整理と同様に適正衡平に運営されている場合に、一部の債権者が債権者間の衡平を害するような相殺を主張することは権利の濫用に該当する場合もあるとされていました。そして、当該事案では、債務者の私的整理が適正衡平に進められていたところ、債務者に対し債務も負担していた債権者が、自らの系列会社の債務者に対する債権を買い取り、これを自働債権として相殺した行為について、一般債権者の犠牲において専ら系列会社の利益のために債権回収を図るものであって、債権者間の衡平を著しく害し、権利の濫用として許されないと判示しました。

では、どのような事実があれば、訴訟の提起を含め、個別の権利行使が許されなくなるのでしょうか。

この点、本判決では、X銀行が本件私的整理に加わって本件

訴求債権の満足を得ているような事情が認められない旨指摘されています。この判決の指摘の趣旨は必ずしも明らかではありませんが、弁済計画では一定の期限の猶予や、一部弁済後の残債権の放棄等の権利変更が定められますので、債権者が弁済計画に同意し、これに従った弁済を受けている段階にあっては、上記のような権利変更に同意しているものと考えられます。したがって、そのような弁済計画に従った権利変更に関する当社間の合意(=契約)に反する個別の権利行使については、原則として実体法上認められないとともに(期限未到来、債権不存在等)、そのような権利行使そのものを許すべき事由もないということになると考えられます。

上記ような場合に私的整理手続との関係でこれが制限されるかは、私的整理手続の段階や債権者の参加ないし関与の態様、個別の権利行使を許した場合に債権者間の公平性、平等性を害する程度など、上記の各裁判例に現れた事情等を総合的に勘案して判断されることになるでしょう。

【純粹私的整理手続に關与する當事者の留意事項】

廃業型の債務整理手続においては、破産手続などの法的手続や準則型私的整理手続が利用される場合が多いと思いますが、何らかの事情により、純粹私的整理手続によって債務の整理が行われる場合も考えられます。

その場合、後日、個別の権利行使の可否を巡って紛争となることを可及的に避けるため、債権者としては、当該私的整理手続に参加するにあたり、許されなくなる個別の権利行使の内容、一定の弁済後に残債権を免除するのか等を債務者の要請の内容等から十分検討、吟味し、債務者とも十分協議しておくべきでしょう。

債務者としても、純粹私的整理手続を行う場合には、債権者に対して、私的整理手続の進め方や弁済計画案の策定方針をきちんと説明し、手続を平等かつ公平に進めることや、債権者に対して差し控えることを求める個別の権利行使の内容を明確に伝え、私的整理手続への参加の意思を確認するべきでしょう。